

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 3 日

各都道府県透析医療担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」の周知について

透析医療の確保につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が、別添1のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛てに発出されたところです。

つきましては、当該文書の内容を御了知いただくとともに、特に、透析患者は、継続的な医療が必要となるため、当該文書中3（2）の「外来診療体制」及び「地域住民等への呼びかけ」並びに4（2）の「糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、透析患者及び妊産婦等のための病床の確保」等の内容について、地域の実情に応じた対策を講じていただくよう、お願いいたします。

また、併せて貴管内の透析医療機関に対し、院内感染対策の徹底について、当該文書及び「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け厚生労働省医政局総務課、同局地域医療計画課、同省健康局結核感染症課連名事務連絡）（別添2）の内容を踏まえ、周知・依頼していただくよう、お願いいたします。

連絡先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

TEL：03-5253-1111（内2359）